

「死亡災害防止のための取組の徹底について」



緊急要請を行いました

神奈川県労働局（局長 藤枝 茂）では、神奈川県内における死亡労働災害が7月以降に急増したことから（10人→8月末現在18人）、県内において、労働災害防止に取り組まれている公益社団法人神奈川労務安全衛生協会及び建設業労働災害防止協会神奈川支部ほか労働災害防止団体に、死亡災害防止の取組み強化について協力を求めるべく緊急要請を実施いたしました。



神奈川労務安全衛生協会



建設業労働災害防止協会神奈川支部並びに
神奈川県木造家屋建築工事等災害防止協議会



陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部



港湾貨物運送事業労働災害防止神奈川総支部

9月27日には、神奈川県労働局において、池内労働基準部長から各団体に直接、要請文書を読み上げてお渡しし、死亡災害防止の取組み強化について協力を要請いたしました。

特に8月中には5件の死亡災害が発生し、そのうちの3件についてはクレーン作業が関係していたことから、クレーン作業における災害防止のための基本遵守事項の徹底について各団体の会員事業場に周知いただくよう重ねて要請いたしました。

本年（令和6年）は、第14次労働災害防止計画（神奈川計画）の2年目に当たります。この14次防神奈川計画では、計画最終年の令和9年までに県内で発生する死亡災害を20人以下をすることを目標の一つに掲げています。神奈川県労働局と県内12の労働基準監督署では、労働災害防止に取り組む団体の皆様と協力して「14次防神奈川計画」の労働災害減少目標を達成するために、今後も各種の取組みを実施してまいります。今後とも関係各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

神労基発 0910 第 1 号の 3
令和 6 年 9 月 10 日

事業主各位

神奈川県労働局労働基準部長

死亡災害防止のための取組の徹底について(緊急要請)

日頃から労働災害の防止につきまして御尽力いただいておりますこと、また、第 14 次労働災害防止計画(神奈川計画)の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年8月末現在の神奈川県内における労働災害の発生状況において、死亡災害が7月に3件、8月には5件発生しており、6月末まで計 10 件であったところ、この2か月でほぼ倍増の 18 件となる異常な事態であります。14 次防神奈川計画の本年目標(死亡災害 26 人以下にする)の達成が危ぶまれる極めて憂慮すべき事態となっております。

特に、クレーン作業に係る死亡災害が8月に3件発生(概要は別紙リーフレットの通り)しており、由々しき事態となっております。

つきましては、県内の死亡災害発生状況を鑑み、死亡災害防止のための取組の徹底、特にクレーン災害の防止を強化する必要があることから、各事業場におかれましては、下記の基本遵守事項の徹底が図られますよう、緊急要請いたします。

記

基本遵守事項

- 1 作業計画はリスクアセスメントの結果に基づき策定し、現場における遵守を徹底すること。
- 2 ワイヤロープ、クランプ、フック等の玉掛用具・つり具については作業開始前点検を励行し、限度を超える伸びや外れ止めの故障など不具合があった場合は確実に補修、交換等を行うこと。
- 3 クレーンの運転は、法定資格者に行わせることは当然であるが、運転能力向上のための教育を定期的実施すること。
また、玉掛け作業の指揮は、有資格者かつ十分な経験を持つ者に行わせること。さらに荷崩れなどがないように確実に玉掛けを行わせること
- 4 「つり荷の下に入らないだけでなく、つり荷の進行方向への立ち入り禁止」を徹底すること。

- 5 過荷重や強風等によりジブが折損したりワイヤロープが切断したりすることを確実に防止すること。
- 6 クレーンが活線に接近することによる感電を確実に防止すること。このため近接する活線がある場合には電力会社に事前に対応などについて相談すること。
- 7 特に移動式クレーン作業(トラッククレーン、ラフタークレーン、クローラクレーン等)においては、当該場所の状況に応じた敷き鉄板の敷設、アウトリガーの最大張り出しの徹底等も含めた作業計画を定め、移動式クレーンの転倒等による災害防止を徹底すること(8月に転倒事故が発生しています)。

第14次労働災害防止計画(神奈川計画)の推進状況把握のためのアンケートにご協力ください。

アンケートのアドレス

<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou14/dai14jibou/>



警報！

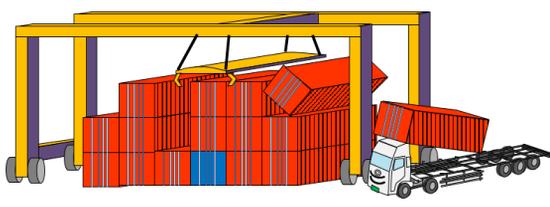
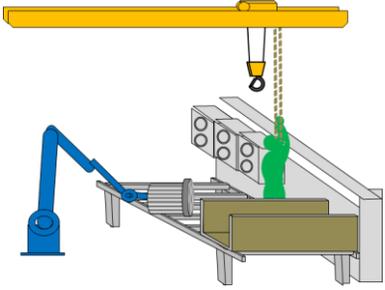
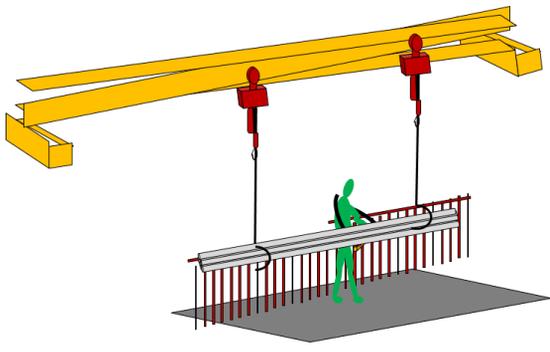
8月に神奈川県内で5件の死亡労働災害が発生！！



神奈川労働局・県下各労働基準監督署

本年7月末までに13件13名の死亡災害が発生していましたが、8月にはさらに5名もの尊い命が失われました。そのうち3名は「クレーン作業」に関連する労働災害でした。発生概要はつぎのとおりです。

令和6年8月発生したクレーン関連死亡災害の概要

発生月 発生時刻 業種 被災者年齢	発生状況図	発生概要
8月上旬 10時頃 陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) 70～74歳		被災者はトレーラーでコンテナを受け取るため、コンテナレーンの横で停車待機していた。近くで作業していたタイヤ式橋形クレーンのスプレッターが頂上に積んであったコンテナに当たり、斜め下のコンテナを押し荷崩れして落下し、トレーラーヘッドが下敷きになって挟まれた。
8月上旬 7時頃 輸送用機械器具製造業 40～44歳		被災者は、故障したクレーンをメンテナンス位置まで移動させるため、生産ラインにある産業用ロボットの作業区画内に立ち入ったところ、当該作業区画内にある、搬送装置が動き出し、腰部等を設備と搬送装置間に挟まれた。
8月下旬 5時頃 輸送用機械器具製造業 55～59歳		被災者は一人で天井クレーンの運転（無線操作式）をして、結束された鋼材（棒状）を切断機へ移動させる作業をしていたが、クレーンでつられた鋼材と手すりとの間に被災者が挟まれているのを発見された。

裏面の「基本遵守事項」を確認ください。

クレーン災害を防止するため 「基本遵守事項」を守りましょう！

- 1 作業計画はリスクアセスメントの結果に基づき策定し、現場における遵守を徹底すること
- 2 ワイヤロープ、クランプ、フック等の玉掛用具・つり具については作業開始前点検を励行し、限度を超える伸びや外れ止めの故障など不具合があった場合は確実に補修、交換等を行うこと
- 3 クレーンの運転は、法定資格者に行わせることは当然であるが、運転能力向上のための教育を定期的を実施すること。また、玉掛け作業の指揮は、有資格者かつ十分な経験を持つ者に行わせること。さらに荷崩れなどがないように確実に玉掛けを行わせること
- 4 「つり荷の下に入らないだけでなく、つり荷の進行方向への立ち入り禁止」を徹底すること
- 5 過荷重や強風等によりジブが折損したりワイヤロープが切断したりすることを確実に防止すること
- 6 クレーンが活線に接近することによる感電を確実に防止すること。このため近接する活線がある場合には電力会社に事前に対応などについて相談すること
- 7 特に移動式クレーン作業（トラッククレーン、ラフタークレーン、クローラクレーン等）においては、当該場所の状況に応じた敷き鉄板の敷設、アウトリガーの最大張り出しの徹底等も含めた作業計画を定め、移動式クレーンの転倒等による災害防止を徹底すること